

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

7月の祝日といえば「海の日」です。内閣府によると、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日だということです。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

大学生年代の親族に新しい呼び名が登場「特定親族」

大学生アルバイトの就業調整に対応するために、令和7年度税制改正で新たに「特定親族」を設け特別控除を創設しました。
所得税は令和7年分、住民税は令和8年分からの適用です。

◆年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族の判定◆

原則、その年12月31日の現況で、年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合には、令和7年度税制改正により、次のフローチャートで控除の対象となる親族かどうかを確認することとなります。

●年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族の判定

次のすべての要件に当てはまる、年齢19歳以上23歳未満の親族である

- 配偶者以外の親族(里子なども含む)である
- 納税者本人与生計を一にしている
- その年中に給与の支払を受ける青色事業専従者、白色事業専従者のいずれでもないこと

いいえ

はい

その者の合計所得金額が

58万円以下	58万円超 123万円以下	123万円超
収入が給与だけの場合の収入金額ベース(一定の場合を除く)		
123万円以下	123万円超 188万円以下	188万円以
特定扶養親族に該当	特定親族に該当	対象外

上記のとおり、特定扶養親族の所得要件が10万円引き上げられた他、合計所得金額が58万円を超えても123万円以下であれば、新たに設けられた「特定親族」に該当します。

◆控除額◆

納税者が特定扶養親族または特定親族に該当する親族を有する場合には、それぞれ次の控除が受けられます。

●特定扶養親族 (1人につき)

扶養控除として、次の控除額

控除額	
所得税	住民税
63万円	45万円

●特定親族 (1人につき)

特定親族特別控除として、特定親族の合計所得金額に応じた次の控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) [※]	控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円	3万円

(※)特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

参考：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」他

お 仕 事 備 忘 録

- 1. 所得税の予定納税額の減額申請**…7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。
- 2. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出**…7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4月から6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

令和 7 年から開始！ 超富裕層への課税強化「ミニмумタックス」

令和 7 年分の所得税から、いわゆる「超富裕層」とされる方へ課税が強化される「ミニмумタックス」が導入されました。
対象者は少ないと予想されるものの、自身が気づかないうちに対象となる可能性も考えられます。
概要について確認しましょう。

◆ご存じですか 1 億円の壁◆

所得税の税率は、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するように、一般的に所得が多くなるに従い段階的に高くなるいわゆる「超過累進税率」を採用しています。現在の税率は、5%から 45%までの 7 段階の区分です。

ただし、株式や土地建物などの譲渡に係る所得については、上記とは分離して課税(以下、分離課税)しており、所得の内容に応じて税率は一定とされています。たとえば上場株式等の譲渡であれば、所得税の税率は 15%(復興特別所得税を除く)です。

そのため所得の内容によっては、支払能力に応じた所得税の負担とならない場合があります。

財務省の「令和 5 年度 税制改正の解説」には、合計所得金額が 1 億円を超える高所得者層は、所得の種類のうち分離課税となる所得が所得全体の 6 割強を占め、これにより所得税の負担率が下がる結果が公表されています。これが「1 億円の壁」です。社会保険料の負担を含めると、低所得者層に比べて負担率が低い状況にある点も問題視されました。

このような状況等を踏まえ、税負担の公平性を確保する観点から導入されたのが「ミニмумタックス」です。

◆ミニмумタックス◆

(1)ミニмумタックスとは

おおむね平均的な水準として所得が 30 億円を超える超富裕層を対象に、最低限の負担を求める措置として、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」(通称「ミニмумタックス」)が令和 5 年度税制改正により導入されました。

具体的には、令和 7 年分から次の②が①を上回る場合に、差額分を申告納税します。

【算式】

- ①通常の所得税額
- ②(合計所得金額※ - 3.3億円) × 22.5%
(特別控除額)

(※)株式の配当などの申告不要制度を適用した所得も含めて計算しますが、預貯金の利子等「いわゆる源泉分離課税」の対象となる所得の他、スタートアップ再投資や NISA 関連の非課税所得は対象外となるなど、合計所得金額の計算には注意が必要です。

(2)対象になりそうな方

- 一般的には所得が 30 億円を超えると対象となる可能性が高まりますが、上場株式の譲渡のみでは、10 億円程度で対象になるともいわれています。次のような取引がある場合には、注意しましょう。
- M&A や持株会社化、相続税納税等のために
自社株式の売却がある場合
 - 多額の不動産売却がある場合
 - 特定口座(源泉徴収あり)での多額の売却や配当
収入がある場合

参考：財務省「令和 5 年度 税制改正の解説」他

お仕事カレンダー

7月1日(火)	●社会保険の算定基礎届の提出(～7月10日) ●所得税の予定納税額の減額申請(～7月15日)
7月10日(木)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(6月分) ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限(1月～6月分) ●労働保険の年度更新期限(6月2日～) ●社会保険の算定基礎届の提出期限
7月15日(火)	●所得税の予定納税額の減額申請期限 ●高年齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限
7月31日(木)	●5月決算法人の申告・納税、11月決算法人の予定納税申告・納付期限 (全事業年度の法人税額が20万超、直前の課税期間の消費税年税額が48万超400万以下) ●2月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(6月分) ●労働者死傷病報告書の提出期限(休業4日未満の4月～6月の労災事故について報告) ●固定資産税(都市計画税)の納期限(第2期分) ※市町村の条例で定める日まで ●所得税の予定納税納期限(第1期分)